3 しながわ～く推進事業奨励金

しながわ～く（働き方改革）を推進する区内中小事業者に奨励金を交付します。

● **申請の条件**　働き方改善のための下記制度のいずれかを平成30年4月1日以降に整備し、就業規則に規定していることが条件です。

● **奨　励　額**　**10万円（1企業1回限り）**

＜奨励金対象制度と提出書類＞

制度名	実績を証明する書類
フレックスタイム制度	制度導入前と比べ、始業が遅いまたは終業が早いことが確認できる書類。 ・勤怠管理簿 ・月別で各勤務日の出勤時間、退勤時間がわかる資料
短時間勤務制度	①短時間勤務の始業・終業時間、または出勤したことが確認できる書類。 ・勤怠管理簿 ・月別で各勤務日の出勤時間、退勤時間がわかる資料 ②制度を利用する前の勤務状況（始業・終業時間、月別の出勤日等）がわかる資料。
時間単位での年次有給休暇制度	休暇を取得したことが確認できる書類。 （取得した休暇名、休暇取得日がそれぞれ確認できる書類） ・休暇の申請書類 ・勤怠管理簿 例：年次有給休暇等申請簿、出退勤管理簿など
リフレッシュ等休暇制度	
育児・子育て・介護等目的休暇制度	

※その他奨励金の申請に必要な書類は区ホームページからダウンロードできます。

専門家派遣

“人材アシストマネージャー”が人材採用・育成をアドバイスします。

◎人材アシストマネージャーとは？

品川区の商工相談員（専門非常勤職員）が、求人を出しても応募がこない、社内マンパワー不足で十分な採用活動ができていないなど、人材不足や求人活動に悩みを抱える区内中小企業に訪問し、自社の魅力の打ち出し方や現状の求人活動の見直し・提案などを行います。

こんなに方にオススメ

- 求人を出しても応募がなくて困っている
- 社員がやめてしまうのをなんとかしたい
- 社員がはたらきやすい会社にしたいが、何から手をつけていいかわからない
- 採用や教育に取り組みたいのでイチから教えてほしい
- 自社の魅力（強み）を知りたい

求人票を少し変えるだけで、「こんなに?」と驚くほど応募が来たことも。一緒に、社員も会社もうれしい改善をすすめましょう！ **夏原**

人材アシストマネージャー

会社の魅力を「外からの視点」で見つけ、言語化するお手伝いをします。応募が来ないとお悩みの方はご一報を！ **小口**

“ビジネス・カタリスト”が就業規則の見直し等を支援します。

各分野の専門家等である「品川区ビジネス・カタリスト」が区内中小企業を訪問し、課題解決に向けた各種支援を行います。 就業規則や人事管理制度の見直しなどに詳しい社会保険労務士等も多数おります。

対　　象　区内に事業所を置く中小事業者（みなし大企業を除く）

相談内容　就業規則の作成・見直し、人事管理制度の構築・見直し、人材育成、その他人事労務管理全般に係る相談
※その他、経営戦略、販路開拓・マーケティング、技術開発、生産管理、IT 活用、法務・知的財産権などの課題解決にも対応しております。

利用制限　1 年間 10 回まで（無料）

利用方法　相談内容に応じて適任のカタリストを紹介します。まずはお問い合わせください。

そ の 他　事業の詳細、カタリストの略歴は下記ホームページに掲載しております。

http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/catalyst/index.html

問い合わせ　商業・ものづくり課　中小企業支援係　電話　5498-6340

東京都事業のお知らせ

働くパパママ育休取得応援事業

新規　～女性の就業継続や男性の育休取得を応援する企業を支援!～

東京都では、育児中の女性の就業継続や男性の育児休業取得を応援する企業を支援しています。

《奨励金の内容》

1. 働くママコース　都内中小企業への奨励金額　125万円

1年以上の育児休業を取得させ、育児中の雇用を継続する環境整備を行った企業を支援します。

〔対象〕1年以上の育児休業から、平成30年5月15日以降に原職等に復帰し、復帰後3か月以上継続雇用されている、都内在住の従業員が在籍している**都内中小企業**

※〔環境整備要件〕は下記ホームページをご覧ください。

2. 働くパパコース　都内企業への奨励金額　最大300万円

男性従業員に育児休業を連続して取得させ、育児参加を促進した企業を支援します。

〔対象〕平成30年5月15日以降に育児休業を開始し、連続15日以上取得した後、原職等に復帰し復帰後3か月以上継続雇用されている都内在中の男性従業員がいる**都内企業**

〔奨励金額〕**25万円**（連続15日取得の場合）以降15日ごと25万円加算　上限300万円

申請受付期間　原職等復帰3か月経過後2か月以内または平成31年3月29日（金）のいずれか早い日

申請書類受付窓口　公益財団法人東京しごと財団　雇用環境整備課　電話：5211-2399

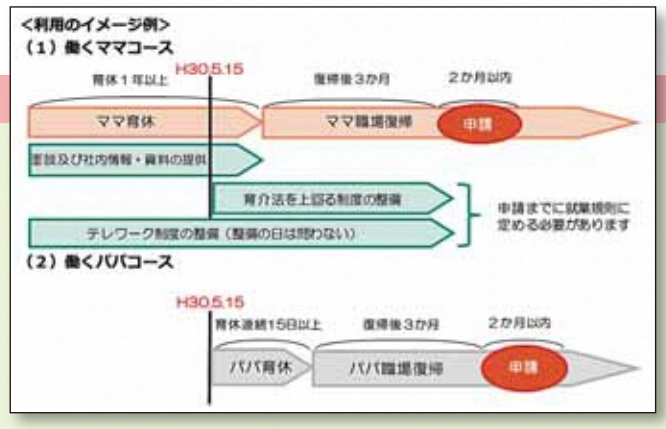

※詳細は「東京しごと財団」HPへ。
http://www.shigotozaidan.jp/koyo-kankyo/

出典：とうきょうの労働2018　5月号